

令和6年1月19日

企業会計基準委員会御中

企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等に対するコメント

公認会計士 國見 琢

企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等に対して、下記の通りコメントを提出いたします。なお、当コメントは私見であり、所属する団体等の見解ではないことを予め申し添えます。

記

質問1に対するコメント

本会計基準案 BC17 項における「改正後の金融商品取引法において四半期決算が廃止されても、年度又は中間会計期間より支配獲得日に近い特定の期日に決算が行われる場合には、当該決算日をみなし取得日とすることが否定されるものではないと考えられる。」との記載を見直すことを要望する。

上記の記載からは、年度又は中間会計期間より支配獲得日に近い特定の期日に決算が行われる場合でないと、当該決算日をみなし取得日とすることができないかのように読める。この点、四半期会計基準では「前後いずれかの決算日」とされているのみであり、支配獲得日に近いか否かを考慮する必要はないものと考えられる。そのため、このままの記載だと四半期会計基準に基づいた会計処理と異なる結果となる可能性があり、本会計基準案 BC8 項の基本的な方針と整合しないこととなると考えられる。

質問3に対するコメント

「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」7項についても本会計基準案 20 項と整合する記載に改めていただきたい。

中間決算において中間会計期間の期間内で適切に決算が行われた日をみなし取得日又はみなし売却日とすることができる旨が規定されるにもかかわらず、年度決算において連結会計年度内の適切に決算が行われた日をみなし取得日又はみなし売却日とすることができないのは不合理と考えられるためである。

適用初年度の取扱いを明らかにしていただきたい。

本会計基準等の適用は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当し会計方針の変更に係る注記が必要となるのか。比較情報として開示することとされている前中間会計期間の情報

は、適用初年度は前第2四半期累計期間の情報でよいのか。

以上